



第213号 発行所：忠岡町商工会 〒595-0812 忠岡中1丁目1番23号 電話(0725)33-3208 FAX(0725)32-4880
<https://www.tadaoka.or.jp/> info@tadaoka.or.jp (印刷 かなた印刷)

商工会会員数	
製造	104
建設	252
小卸	74
サービス	28
その他	103
計	179
(法人 225)	
(個人 515)	
令和3年3月31日現在	

悩むよりもまずは相談！ 経営相談受付中！

ぜひ活用ください

忠岡町商工会は、昭和35年に商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、中小企業者の経営相談所です。
 『事業資金融資』や『記帳』、『労務』、『創業』、『事業計画策定』などに関して多くの経営相談が本商工会に寄せられます。
 はじめて商工会をご利用いただく方にも、親切・丁寧なご説明を心がけておりますので、どうぞご利用ください。

創業・新規開業

これから事業を始めようと考えている方、まだ事業を始めたばかりの方は商工会の経営相談を積極的にご利用ください。
 創業に必要な知識・手続き、事業計画作成などを初歩の初歩からご説明させていただきます。

また8月以降「1日でも

本会役員が表彰されました

商工会法施行並びに大阪府商工会連合会創立60周年記念式典が、令和3年3月30日に行われ、次の本会役員3名が表彰されました。

受賞者の皆様、おめでとうございます。
 近畿経済産業局長表彰
 商工会役員として
 小島 薫一氏
 大阪府知事表彰
 商工会役員として
 新井 宏昌氏
 高見 晃市氏



お困りの場合は、商工会にご相談ください。
 ご希望されるプランに対する適切な融資制度の紹介、ご返済シミュレーションや融資お申込みにあたっての事前チェックなども行います。

わかる起業セミナー」等を企画しておりますのでぜひご参加ください。

仕訳・記帳

日々の売上、仕入、経費をどのように仕分け・記帳すれば良いのか、お困りではありませんか？
 商工会では、記帳の仕方を初歩からご説明いたします。また、パソコンを使いませんか？
 お電話または訪問にて記帳の仕方をご説明いたします。

融資

事業資金・教育資金で

労働保険 社会保険

労働保険や雇用保険、社会保険の手続きでお困りではありませんか？
 商工会に労働保険の事務を委託していただくこ

持続化補助金

低感染リスク型が公募開始

3月31日から持続化補助金に、新しく「低感染リスク型ビジネス枠」が追加されました。ポストコロナを踏まえた、企業の感染症対策・事業継続を後押しする補助金となっています。

〈想定される活用例〉
 ECサイトや予約システムの導入費用など

〈対象事業者〉
 従業員20名以下の事業者(商業・サービス業5名以下の事業者)

〈低感染リスク型〉
 補助上限100万円
 補助率 4分の3

〈受付締切〉
 ・第1回 5月12日
 ・第2回 7月7日
 (他4回予定)

〈特別措置について〉

とにより「労働保険料を年3回に分割払い」することや「ハローワークへの雇用保険の資格取得・喪失の提出手続きを商工会が代行」することができます。

建設業の一人親方労働保険のご加入も随時受付いたします。



改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月施行

65歳までの雇用確保(義務)

70歳までの就業確保(努力義務)

4月1日の改正高年齢者雇用安定法施行により、企業は希望する70歳までの社員に就業機会を設ける必要が生じます。

〈対象となる事業主〉
 ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
 ・65歳までの継続雇用制度を導入している事業主

〈対象となる措置〉

次の①から⑤のいずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度(再雇用・勤務延長)の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入

【問】ハローワーク泉大津 ☎0725-32-5181

この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。

緊急事態宣言の再発令により、令和3年1〜3月のいずれかの月の売上高が対前2年同月比で30%以上減少している場合には、特別措置が講じられます。

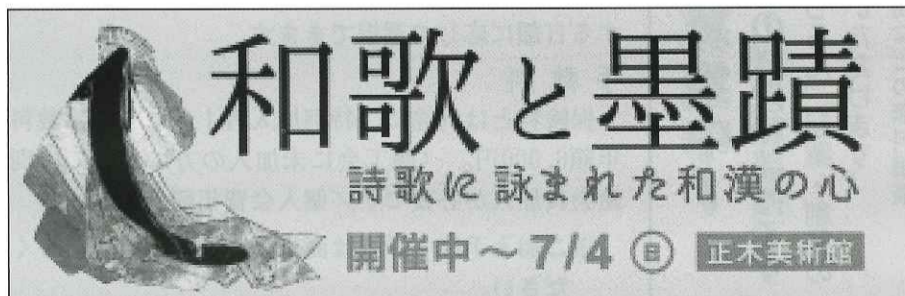
〈応募の流れ〉
 低感染リスク型に関しては、Jグランツによる電子申請のみの受け付けです。

Jグランツを利用するには、GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。本事業に応募される方には、最大48時間で発行できる暫定アカウントが付与されます。詳しくはホームページをご覧ください。

商工会では、補助事業計画書等のブラッシュアップについて相談対応いたします。

〈一般型〉販路開拓などの取組みを支援します。
 ・補助上限 50万円
 (一部例外あり)
 ・補助率 3分の2
 ・受付締切
 第5回6月4日/第6回10月1日(申請受付は継続予定)

【問】忠岡町商工会 ☎33-3208



和歌と墨蹟
 詩歌に詠まれた和漢の心
 開催中〜7/4 正木美術館

弥生文化博物館 ミニギャラリー 日本茜を知る

日本古来の色の一つである茜色。かさや儀兵では、染料となる日本茜を苗の栽培から染め出しまでを行い、普及活動を行っています。日本茜の美しさを皆様に知っていただくため、その魅力をご紹介します。

会場：大阪府立弥生文化博物館 エントランスホールにて
 期間：5月2日(日)〜15日(土) 開館時間：9:30〜17:00
 休館日：月曜日・5/6(木) 一般入館料：430円
 大阪府立弥生文化博物館(和泉市池上町4-8-27) ☎0725-46-2162

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症特別貸付	雇用調整助成金の特例措置	一時支援金の事前確認について								
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、最近1カ月または6カ月の売上高が前3年のいずれかの同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保 【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】 5年以内 【融資限度額(別枠)】 8,000万円 【金利】 1.26~1.75% (当初3年間に関しては融資金額6,000万円まで-0.9%)</p> <p>※ご融資後は利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しするいわゆる利子補給の制度(注)が政府において設けられており、利子補給を受けることで、融資金額6,000万円までについて当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。</p> <p>(注) 利子補給制度は次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>小規模事業者</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件なし</td> <td rowspan="2">売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> </tr> </table> <p>【お申込み・ご相談先】 ◆日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業 ☎072-257-3600 ◆忠岡町商工会 ☎0725-33-3208</p>		小規模事業者	中小企業者	個人	要件なし	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用調整助成金の特例措置が行われています。該当者は下記に記載の通りです。また、緊急事態宣言等対応特例に係る申請については、令和3年3月31日までに判定基礎期間の末日がある休業等が対象です。</p> <p>【特例の対象となる事業者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 2. 最近1カ月の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 3. 労使協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。 <p>【助成率について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の場合…10/10または4/5 (解雇の有無により助成率が変わります) ・大企業の場合…2/3~10/10 (解雇の有無・業況により助成率が変わります) <p>※5月1日以降は変更となる可能性があります。</p> <p>【申請期限】 判定基礎期間の末日(毎月の賃金の締切日)の翌日から起算して2カ月以内に支給申請を行う必要があります。</p> <p>【お問合せ先】 ◆ハローワーク泉大津 ☎0725-32-5181 ◆雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999</p>	<p>緊急事態宣言に伴う、飲食店時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人、個人事業者等に「一時支援金」の申請受付が開始されました。支給申請にあたっては、登録機関の事前確認手続きが必要です。</p> <p>忠岡町商工会では「登録機関の事前確認手続き」を令和3年3月1日現在の本会会員に対して実施いたします。なお、一時支援金の支給申請は各事業者で行ってください。</p> <p>【支給額】 法人：最大60万円/個人事業者等：最大30万円</p> <p>【支給額の算定方法】 30万円(法人は60万円)を超えない範囲で、平成31年または令和2年の1~3月の事業収入(基準期間の事業収入)から、対象月(※)の月間事業収入に3を乗じて得た額を差し引いたもの。</p> <p>※令和3年1~3月の間で、前2年同月比50%以上減少している月のうち任意に選択したもの</p> <p>●算定式：(給付額)=(基準期間の事業収入)-(対象月の月間収入)×3</p> <p>【申請期限】 令和3年5月31日 【お問合せ先】 一時支援金相談窓口 ☎0120-211-240 (平日・休日8:30~19:00) ※詳しい申請手続き、申請サポート会場等については、一時支援金HPでご確認ください。</p>
	小規模事業者	中小企業者								
個人	要件なし	売上高▲20%以上								
法人	売上高▲15%以上									

知っとこたばこ 5月31日は世界禁煙デーです!

毎年5月31日は世界禁煙デーです。これはWHO(世界保健機関)により定められた記念日で、たばこについて考える日となっています。

日本ではたばこに関する法律が変わり、「原則屋内禁煙」、「20歳未満は喫煙室に立ち入り禁止」などが定められています。

罰則もできましたので、この機会に法律を知っておいてください。

詳しくは大阪府の
ホームページをチェック!→



(大阪府和泉保健所・忠岡町・忠岡町商工会)



大阪府雇用促進支援金(令和3年度分)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用情勢が悪化している状況の中、求職者を雇い入れ3カ月間雇用した事業主の皆様へ支給する支援金です。

＜支援金が受けられる条件とは?＞

- ①大阪府緊急雇用対策特設HPに掲載している、民間人材サービス事業者の求人特集に求人を掲載したこと
 - ②①を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった府内在住求職者を令和3年1月2日以降に雇い入れ1カ月以内にHPに登録すること
 - ③3カ月継続して雇用したこと
 - ④雇用保険に加入させていること
- ※派遣労働者や請負契約は対象外です。

正規雇用：25万円/1人
非正規：12.5万円/1人
大阪府雇用促進支援金事務局 ☎06-4794-7050 (平日9:30~17:30)

＜申請締切＞3カ月の雇用後2カ月以内

商工会へのお問い合わせ

☎0725-33-3208

月~金曜日の午前9時~

午後5時30分(祝日を除く)

個人会費 年間12,000円~

法人会費 年間36,000円~



商工会会員 募集中!

商工会は中小企業の経営相談所です。通常の経営相談はもちろん、起業・創業のご相談も随時、ご相談いただけます。

- 融資・税務・法律・労務などの無料相談
- 定期健康診断
- 各種セミナーへの参加
- 労働保険事務組合への労働保険事務の委託
- 各種共済への加入(退職金共済、火災共済など)

《最近のご相談例》

- ◆開業にあたって開業資金を借りたいがどのようにすれば良いか?
- ◆補助金申請に当たって経営計画書作成が必要だが支援してほしい。
- ◆従業員雇用と外注とのメリット、デメリットは?

建設業一人親方労災特別加入制度

加入できる方
 労働者を使用しないで、建設の事業(大工・左官・電気工事など)を行うことを常態とする一人親方及びその事業に従事する家族従業員。

労災保険料
 保険料は年2万2,986円~16万4,250円の間で希望する日額に応じて選択できます。

手数料
 保険料とは別途に、特別加入者1名につき手数料年額6,000円。(商工会に未加入の方については別途会員登録が必要/個人会費年額12,000円)

※ご加入手続・詳細は商工会までお問い合わせください。